

壬生町非接触型決済導入支援金申請要領

I 申請手続き

【受付期間】

令和4年3月1日（火）～令和5年2月28日（火）まで ※当日消印有効

【申請方法】

下記提出先まで、持参又は郵送で提出してください。

【提出先】

〒321-0292

壬生町通町12番22号 壬生町経済部商工観光課 宛

【申請書類】

- (1) 壬生町非接触型決済導入支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第5号）
- (3) 添付書類
- (4) 安全安心店確認書類

添付書類一覧

(1) 非接触型決済導入の契約書の写し	
(2) 業種が確認できる書類	法人の場合、商業登記簿謄本の写し等 個人の場合、確定申告書の写し等で業種がわかる書類
(3) 通帳の写し等	金融機関名、口座名義人、番号等が確認できるもの
(4) 安全安心店確認書類	ポスターが店舗に掲載されている様子を写した写真等

II 壬生町非接触型決済導入支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、キャッシュレス決済や自動精算レジなどの非接触型決済の導入を促すための支援金を交付し、非接触型決済の普及を図ります。

2 交付額

非接触型決済を導入した店舗及び事業所に一律10万円

※申請は、1店舗、1事業所につき1回限りとさせていただきます。

III 申請要件

本補助金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 町内に店舗及び事業所を有していること。

- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (3) 小売業、サービス業、飲食業等の対面で決済を行う業態であること。
- (4) 令和3年4月1日以後、新たにキャッシュレス決済の使用に関して、キャッシュレス決済を提供する事業者と契約を締結、若しくは非接触型端末を導入する店舗や事業所を有する事。
- (5) 非接触型決済を今後2年以上継続して利用する意思のある者。
- (6) 申請日時時点で町税の滞納がないこと。
- (7) 今後も引き続き壬生町内で事業を実施する意思のあること。
- (8) 壬生町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第2項に規定する暴力団員、同条第3項に規定する暴力団員等でないこと。

IV その他

1 補助金に関する問合せ先

壬生町経済部 商工観光課 商工振興係 TEL 81-1845

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 町のホームページからダウンロード
- (2) 壬生町役場、壬生町商工会で入手可能です。

3 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは補助金を交付します。

4 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を発送いたします。

5 その他

- (1) 本補助金の交付決定後、虚偽申請等の不正や申請要件に該当しないこと等が判明した場合には、壬生町は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、町に補助金を返還することとなります。
- (2) 壬生町は、補助金の支給前又は支給後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査又は協力金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることがあります。
- (3) 壬生町は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) この補助金は、確定申告が必要な収入となります。